

長崎県安全・安心まちづくりパートナーシップ事業所シンボルマーク使用取扱基準

1 趣旨

この基準は、「長崎県安全・安心まちづくりパートナーシップ事業所シンボルマーク（以下、「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱に関して、必要な事項を定めるものである。

2 目的

県に、「長崎県安全・安心まちづくりパートナーシップ事業所（以下、「パートナーシップ事業所」という。）として登録された事業所は、登録後、「犯罪のない安全・安心まちづくり（防犯）」、「交通安全」に関する活動を行う場合、自社の製品（有料の商品等をのぞく）や広告等にシンボルマークを使用し、パートナーシップ事業所であることを広報することができるようにする。

3 申請

シンボルマークを使用するパートナーシップ事業所は、使用前に「長崎県安全・安心まちづくりパートナーシップ事業所シンボルマーク使用・変更・取消申請書（別記様式1）」を、長崎県県民生活環境部交通・地域安全課長に提出しなければならない。

4 承認

県は、シンボルマークの申請があったパートナーシップ事業所に対して、「長崎県安全・安心まちづくりパートナーシップ事業所シンボルマーク使用（変更）承認書」（別記様式2）をもって、承認を行うこととする。

上記承認は、県が別に定める「「がんばくん」「らんばちゃん」デザイン使用取扱要領」第4「使用承認」に準拠するものとし、これに反する場合は承認できないものとする。

5 遵守事項

シンボルマークの使用は、社会貢献活動を対象として承認するものとする。シンボルマークを使用するパートナーシップ事業所は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、県の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用を受けた者は、これを譲渡し、転貸しないこと。
- (3) 営利目的、有料の商品等に使用しないこと。
- (4) 定められた色、形状により正しく使用すること。
- (5) 登録の取消し又は抹消により、パートナーシップ事業所でなくなった場合は、直ちにシンボルマークの使用を取りやめること。

6 完成品の提出

承認に係る物品等（印刷物等を除く）の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真を提出することとする。

7 変更

シンボルマークの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更するときは、あらかじめ、「長崎県安全・安心まちづくりパートナーシップ事業所シンボルマーク使用・変更・取消承認申請書（別記様式1）」を県に提出し、その承認を受けなければならない。

承認は、「長崎県安全・安心まちづくりパートナーシップ事業所シンボルマーク使用（変更）承認書」（別記様式2）をもって行う。

8 承認の取消し

県は、シンボルマークの使用がこの基準及び承認の内容に違反していると認めるときは、当該使用承認を取り消すことができる。

取消しは、「長崎県安全・安心まちづくりパートナーシップ事業所シンボルマーク使用承認取消書」（別記様式3）をもって行う。

9 責任の制限

シンボルマークの著作権は長崎県に帰属するものとする。ただし、シンボルマークが使用された物品等に関する一切の責任は、使用者にあるものとし、シンボルマークの使用及び取消しにより使用者に損害が生じた場合、又は第三者に損害、損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。